平成２３年（フ）第８６４８号
大阪府寝屋川市緑町40番12―102号
債務者　尾﨑　和也（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６４９号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目12番14号
債務者　西元　千明（旧姓才木）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６５０号
大阪市西成区天下茶屋３丁目13番２号　昭栄ハイツ302号
債務者　嶋﨑美知江
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６５７号
大阪市住吉区苅田２丁目16番22―502号
債務者　岡本　明美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６５９号
大阪市住吉区山之内４丁目２番11号
債務者　中井　彩加
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６６６号
大阪市天王寺区清水谷町３番22―901号
債務者　岸部　眞紀
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７１号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　松田　孝蔵
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７３号
大阪府八尾市若草町１番１―509号
債務者　西田　淑子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７８号
大阪市平野区平野本町１丁目２番３号　みつる荘23号室
債務者　伊藤　輝幸
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６８１号
大阪市淀川区塚本２丁目10番９号　ルシエルツカモト101号
債務者　古庄久美子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９９４号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番１―301号
債務者　加茂田惣一郎
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０４号
神戸市垂水区星陵台５丁目15番30号、従前の住所神戸市灘区篠原台13番９号
債務者　白崎みさを
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２４号
神戸市北区日の峰１丁目11番地の18
債務者　松尾　良子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８９号
神戸市中央区日暮通３丁目１番１号　トミーハイツ203
債務者　矢野　法子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４３号
神戸市東灘区深江本町２丁目１番18―105号
債務者　増井　満也
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９７号
神戸市北区有野台７丁目17番４、従前の住所三重県北牟婁郡紀北町海山区船津2621番地
債務者　萩原　　聡
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６号
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地492番地
債務者　竿本　政徳
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第３８号
和歌山県御坊市湯川町財部780番地４　第２スカイハイツタカラ３Ｆ２、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町財部780番地４
債務者　松下　恵美（旧姓芝）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
和歌山地方裁判所御坊支部